

# 社会福祉法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

社会・援護局総務課

## 1. 改正の趣旨

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に新設された事業が社会福祉事業として位置付けられたところ、新設された事業の一部については、利用契約成立時の書面の交付を義務付ける必要性が乏しいと考えられることから、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）を改正し、文書交付義務の対象から外すもの。

## 2. 改正の概要

- 改正法により、児童福祉法及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正され、児童福祉法に新設された以下の8つの事業が新たに社会福祉事業として位置付けられた。
  - ・親子再統合支援事業（児童福祉法第6条の3第15項）
  - ・社会的養護自立支援拠点事業（同条第16項）
  - ・意見表明等支援事業（同条第17項）
  - ・妊産婦等生活援助事業（同条第18項）
  - ・子育て世帯訪問支援事業（同条第19項）
  - ・児童育成支援拠点事業（同条第20項）
  - ・親子関係形成支援事業（同条第21項）
  - ・里親支援センターを運営する事業（同法第7条第1項）
- 社会福祉事業において提供される福祉サービスについては、社会福祉法第77条第1項の規定により、利用の契約が成立したときに、原則として、社会福祉事業の経営者から利用者に対し、福祉サービスの内容や利用者が支払うべき額に関する事項等を記載した書面を交付しなければならないとされているが、社会福祉法施行規則第16条第1項各号に列挙する事業において提供される福祉サービスを利用するための契約については、書面交付義務を適用しないこととされている。
- 上記の8つの社会福祉事業のうち、①親子再統合支援事業、②社会的養護自立支援拠点事業、③意見表明等支援事業、④妊産婦等生活援助事業、⑤里親支援センターを運営する事業については、その事業の性格上、社会福祉事業の経営者に対して書面の交付を義務付ける必要性が乏しいと考えられることから、今般、社会福祉法施行規則第16条第1項各号に列挙する事業にこれらの事業を新たに追加することとする。
- その他、所要の改正を行う。

## 3. 根拠条項

- ・社会福祉法第77条第1項

## 4. 施行期日等

- ・公布日：10月上旬（予定）
- ・施行期日：公布の日